

第3章 望ましい環境像と環境目標

1 望ましい環境像と環境目標

(1) 長期的な目標の設定と考え方

八潮市環境基本条例第8条では、環境基本計画において、「環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方針」を定めることを規定しています。

また、同条例は、その前文において「(略) 私たちは、共に力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進し『水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮』を創りあげていく (略)」ことを目指すとし、第3条において、環境の保全等のあり方を基本理念として掲げています。

●八潮市環境基本条例の基本理念（第3条より）

- ① 環境の保全等は、市民が健康で快適かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- ② 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全等に関する行動を自主的かつ積極的に行うことにより、資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会が構築されるように推進されなければならない。
- ③ 環境の保全等は、人と自然とが共生し、及び環境への負荷の少ない社会が構築されるよう、すべての者の公平な役割分担の下に推進されなければならない。
- ④ 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

このため、環境の保全等に関する長期的な目標として、八潮市の将来の「望ましい環境像」を定めます。

また、施策の指針を示すため、望ましい環境像を補完する、分野別の「環境目標」を設定します。

「環境目標」は、本市の環境特性をもとに望ましい環境の要素を抽出し、5つの分野別に整理します。

(2) 望ましい環境像

21世紀半ばを見据えた、市の将来の望ましい環境像は、次のとおりです。

望ましい環境像

水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮

私たちは、共に力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進し、「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創りあげていきます。

このため、私たち一人ひとりが地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、自らの問題としてとらえ、日常生活や事業活動において環境の保全や創造に取り組んでいきます。

(3) 環境目標

望ましい環境像を実現するための環境目標は、次のとおりとします。

環境目標

①自然環境分野

きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまち

②生活環境分野

健康で安心した生活を送ることができるまち

③快適環境分野

快適でいつまでも住み続けたいと思うまち

④地球環境分野

温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまち

⑤環境活動分野

みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち

①自然環境分野

きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまち

本市は、中川や綾瀬川など三方を川に囲まれ、川を通じて自然とふれあい、水とともに暮らしてきました。また、河川・水路に沿ってヨシ原や河畔林がみられ、農地が広がり、屋敷林が点在するなど、緑も多く残されています。

このような水と緑は、私たちに心の安らぎや豊かさを与えてくれ、ヒートアイランド現象や大気汚染、水質汚濁などを緩和し、野鳥や昆虫などの生きものの生息・生育空間を提供してくれます。

しかしながら、都市化とともに身近な自然が減少し、動植物の生息環境が失われ、さらに外来生物の侵入によって生物多様性が脅かされています。また、環境保全機能を持つ農地も減少を続けています。

私たちは、発展を続ける都市づくりとの調和を図りつつ、きれいな水と豊かな緑に恵まれた八潮の自然を守り、自然とふれあいながら生活を営んできた暮らしを財産として、次の世代に引き継ぎます。

②生活環境分野

健康で安心した生活を送ることができるまち

私たちは、快適で利便性に優れた暮らしを望む一方、空気、水、土、音といった生活環境に対して環境負荷を与えて暮らしています。

例えば、家庭や事業所からの排水の一部が河川に流れ込むことによって河川の水質が悪化し、自動車は自動車排出ガスや騒音、振動などを発生させ、健康にも悪影響を及ぼすおそれがあります。また、家庭や事業所では、さまざまな用途で化学物質を利用していますが、その中には、人の健康や生態系、地球環境に影響を及ぼすことが懸念されているものも存在します。

公害の未然防止の観点から、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの対策を講じるとともに、人の健康や自然の生態系を脅かす有害化学物質などによる問題に対応し、健康で安心した生活を送ることのできる環境を確保していきます。

③快適環境分野

快適でいつまでも住み続けたいと思うまち

本市では、つくばエクスプレスの開業により都市構造が大きく変わり、今後も人口が増加していくものと予測されています。

環境と調和したまちづくりのために、公園や緑地及び遊歩道を整備し、高齢者や障がいのある方等に対応するバリアフリー*やユニバーサルデザイン*を取り入れ、自然環境と調和したまちづくりを進めていきます。また、自然エネルギーの利用、公共交通機関及び自転車の利用促進といった視点により、地球温暖化対策の視点も取り入れるとともに、まち

の美化や清潔さを保ち、生活の快適性を実現していきます。

八潮らしい景観や歴史及び文化を継承していくために、地域の特性を活かした個性ある景観の形成を図り、古民家や史跡などの文化財や伝統文化を保存し、継承していきます。

④地球環境分野

温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまち

地球規模の環境問題に目を向けると、人類存続の基盤を揺るがすような深刻な地球環境問題が起こっています。世界でも多くの自然災害が発生するなど、地球温暖化による気候変動の影響が確実に現れています。

市内に目を向けてみると二酸化炭素排出量は増加しており、1人当たりのごみ排出量は県平均を上回っています。八潮に暮らす私たちは、日常生活や事業活動に伴いエネルギーや資源の消費を通じて地球環境に負荷を与えていることになります。

このような認識のもと、市、市民、事業者などそれぞれの立場から、ごみ減量やリサイクルなどの省資源の推進、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入及び低炭素型のまちづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会を構築していきます。

⑤環境活動分野

みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち

八潮の環境づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが、地球環境やまわりの人々に対する思いやりの心と意識を持ち、環境に配慮した生活や事業活動を送るための行動を実践できることが大切です。そのために、幼いころから幅広い世代で環境教育や環境学習を浸透させていきます。

市内では、市民団体の活動が盛んであり、自然環境保全、水質浄化、美化清掃、地球温暖化防止、環境教育などの環境保全活動に取り組んでいます。個人や一事業者として取り組むことにとどまらず、協働による環境活動を拡大し、地域での人と人のつながりや絆を深め、コミュニティの形成へと発展させていくことが望まれます。人々のネットワークづくり、活動の場や機会の提供、活動を促進するための仕組みづくりなどを通じて、地域での自主的、積極的な環境活動を推進します。

■用語解説

※バリアフリー

高齢者や障がいのある方等の社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態のこと。

※ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方である。

2. 施策の体系



